

市政ニュース

税務課
内線 511

あなたの暮らしに役立っています あなたが納めた税金が

憲法が定めた 「納税の義務」

憲法第30条では、納税の公平さを期すため、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と定めています。

これがいわゆる納税の義務の規定で、「勤労の義務」、「教育の義務」とともに「国民の三大義務」と呼ばれています。

これらの三大義務は、私たちが安全で豊かな暮らしを送ることができるための基本的な要素

といえます。
このうち納税の義務は、前述したサービスを維持するための財源として、きわめて大切な役割を果たしています。

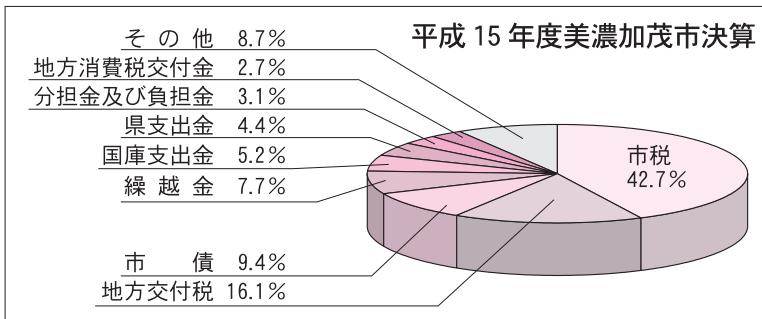
1年延長することができます。
ただし、一定の要件を満たした場合に限られていますので、税務課にご相談ください。

このしたときは、納税期間を1年延長することができます。

ただし、一定の要件を満たした場合に限られていますので、税務課にご相談ください。



税金は、なぜ必要でしょうか
皆さんの暮らしは、国や県、市町村からのさまざまな公共サービス（以下サービス）を受けています。
例えば、生活に欠かせない道路や上下水道などの公共施設の整備、教育、社会保険などがそのサービスにあたります。
さて、こうしたサービスを支えるには財源が必要です。皆さんから納めていただいた市税が財源に占める割合は、下のグラフのとおりです。



● 納税に困ったときは・・・
市税の納期限は、固定資産税とか市民税といった税目ごとに定められていますが、災害や疾病など特別な事情により、期限までに納付が困難になったこともあります。

● 税金を滞納されたとき・・・
納税の猶予などの正当な理由もなく税金を滞納されると、市税の賦課徴収について規定する地方税法では、

市税の納付に理解と協力を経過する日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければなりません。

市民の皆さんに、より良い公共服务を提供するためにも、市税の納付に理解と協力をお願いします。